

小児等在宅移行研修事業実施要綱

(制定) 平成24年10月16日付24福保医救第 812号
(一部改正) 平成27年4月21日付26福保医救第1513号

第1 目的

この事業は、東京都周産期母子医療センター、周産期連携病院及び東京都こども救命センター（以下「周産期センター等」という。）におけるNICU・PICU等入院児の在宅療養への円滑な移行を促進するとともに、在宅移行後の地域における児の安心・安全な療養生活の実現を図るため、周産期センター等、その他の病院、診療所、保健所及び区市町村等における医療・保健・福祉従事者に対して、研修会を実施することにより、NICU・PICU等入院児の円滑な在宅移行を担う人材と、移行後に必要な医療・保健・福祉サービスを担う人材の育成を図ることを目的とする。

第2 実施主体及び実施方法

この事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。また、都は本研修の一部を周産期センター等及びその他機関に委託して実施することができる。

第3 事業内容

第4で定める対象者に対して、NICU・PICU等からの円滑な退院支援や在宅移行後の支援に必要な小児・周産期医療や支援技術等に関する研修を行うことにより、専門知識・技術を習得させ、資質向上を図る。

第4 研修の対象者

この事業において実施する研修の対象者は、周産期センター等、その他の病院、診療所、保健所及び区市町村等における医療・保健・福祉従事者とする。

第5 研修計画

福祉保健局医療政策部事業推進担当課長は毎年度、小児等在宅移行研修計画を作成する。

第6 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、福祉保健局医療政策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年4月21日26福保医救第1513号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。